

墨田区内指定特定相談支援事業所
墨田区内指定障害児相談支援事業所 } 管理者 様

墨田区福祉部
障害者福祉課長 渡邊 浩章

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の認定申請について

日頃より、本区の障害福祉施策にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という）の機能を強化する観点から、次に掲げる 4 つの機能の一部を担う区内の相談支援事業所につきましては、運営規程に拠点等の機能を担う相談支援事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを区に申請いただくことで、所定の加算を算定できることとしました（墨田区地域生活支援拠点等事業実施要綱）。

該当する事業所については、以下のとおりお手続きいただきますようお願いいたします。

1 拠点等の 4 つの機能

相談	平時から緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

2 申請手続きについて

拠点等の機能を担う事業所は、拠点等の 4 つの機能のうち実施する機能に係る内容を運営規程に規定してください。

運営規定を変更した際は 10 日以内に下記の届出書類を提出してください。

- ア 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 変更届出書
- イ 変更後の運営規程の写し

下記の届出書類を障害者福祉課に提出してください。

- ア 墨田区地域生活支援拠点等認定等申請書（第 1 号様式）
- イ 墨田区地域生活支援拠点等認定等事業所認定申請チェックリスト
- ウ 変更後の運営規程の写し

手続き中の場合は、変更届が受領されていれば、申請可能です。

3 認定事業所の周知について

認定事業所については、「拠点機能事業所」として区のホームページ等で公表します。

4 留意点

特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が届出を行う場合は、1 の 、 、 の機能を担うこと

を運営規程に規定する必要があります。

1の表 の常時の連絡体制の確保については、当該事業所が事前に把握した緊急時の支援が見込めない世帯の利用者や家族と直接連絡できる体制を確保し、緊急時の支援を速やかに行える体制を確保することとします。

1の表 緊急時の受け入れ・対応については、対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じ短期入所等のサービスの利用調整を行うこととし、短期入所や医療機関への入院に限らず、障害者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行うこととします。

1の表 については、医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した方に対して専門的な対応を行うための研修等に参加するなどにより、機能を担っていることとします。

の「事前の確認」については、今後行っていく意思があるということで届出を可能とします。

5 加算について

拠点等の認定を受けた事業所が対象となる加算は以下の通りです。

地域生活支援拠点等相談強化加算

地域体制強化共同支援加算

地域生活支援拠点等機能強化加算

条件を満たす場合は下記の届出書類を提出ください。

ア 計画相談支援・障害児相談支援事業における体制等に関する届出書

イ 地域生活支援拠点等に関連する加算の届出（地域生活支援拠点等相談強化加算）

ウ 地域体制強化共同支援加算に関する届出書

エ 地域生活支援拠点等機能強化加算に関する届出書

6 届出書等の提出先・問い合わせ先

認定申請に関すること

障害者福祉課障害者相談係・基幹相談支援センター 電話 03 - 5608 - 6165

運営規定の変更及び加算の届出に関すること

主たる対象者が精神障害者、難病対象者：保健予防課保健予防係 電話 03 - 5608 - 6506

上記以外、及び児童：障害者福祉課事業者係 電話 03 - 5608 - 6164